

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 4 月 3 日
【会社名】	サッポロホールディングス株式会社
【英訳名】	SAPPORO HOLDINGS LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾賀 真城
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 1 号
【電話番号】	03(5423)7213 (経営管理部)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 征矢 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 1 号
【電話番号】	03(5423)7213 (経営管理部)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 征矢 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1【提出理由】

平成29年3月30日開催の当社第93回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円 配当総額2,887,713,359円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容

株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会の招集者及び議長に関わる現行定款第14条について所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

上條努、尾賀真城、野瀬裕之、征矢真一、福原真弓、吉田郁也、服部重彦、池田輝彦、鵜澤静の9名を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

杉江和男を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

矢田次男を補欠監査役に選任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額5億円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内)に改定する。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第7号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針承認の件

当社株券等の大規模買付行為への対応方針を継続実施する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数 45,377 人

総議決権数 777,158 個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	出席した株主の議決権の数(個)	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案	615,035	897	69	634,011	97.01%	可決
第2号議案	614,592	1,338	69	634,009	96.94%	可決
第3号議案						
上條 努	586,534	29,390	70	634,004	92.51%	可決
尾賀 真城	598,627	17,299	69	634,005	94.42%	可決
野瀬 裕之	598,528	17,398	69	634,005	94.40%	可決
征矢 真一	598,547	17,379	69	634,005	94.41%	可決
福原 真弓	598,437	17,489	69	634,005	94.39%	可決
吉田 郁也	599,810	16,116	69	634,005	94.61%	可決
服部 重彦	599,626	16,300	69	634,005	94.58%	可決
池田 輝彦	593,192	22,734	69	634,005	93.56%	可決
鶴澤 静	599,951	15,975	69	634,005	94.63%	可決
第4号議案	612,532	3,400	69	634,011	96.61%	可決
第5号議案	523,095	92,836	70	634,011	82.51%	可決
第6号議案	610,371	5,549	69	633,999	96.27%	可決
第7号議案	501,851	114,083	70	634,014	79.15%	可決

(注1) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案、第6号議案及び第7号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案が可決されるための要件は、総議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案が可決されるための要件は、総議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注2) 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分の合計。但し、無効票の違いなどにより議案毎に当該個数は異なります。)に対する、事前行使による賛成の議決権の数及び当日出席株主のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の合計の割合であります。

(5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使による賛成の議決権の数及び当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数を合計したことにより、すべての議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上